



三重県公報

平成30年10月30日（火）

第 3053 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
686	鳥獣保護区の設定の一部を改正する告示及びその区域図面の縦覧	(獣 害 対 策 課)	2
687	同件	(同)	2
688	銃猟禁止区域設定の一部を改正する告示及びその区域図面の縦覧	(同)	2
689	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による鳥獣保護区 の指定	(同)	2
690	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による鳥獣保護 区の指定の更新	(同)	3
691	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具 使用禁止区域の指定	(同)	4
692	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具 使用禁止区域の指定の一部を改正する告示及びその区域図面の縦覧	(同)	6
693	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービ ス産業振興課)	6
694	港湾法の規定による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定	(港 湾 ・ 海 岸 課)	6
公 安 委 告 示			
127	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	(公 安 委 員 会)	7
公 告			
	第70回准看護師試験の実施	(地域医療推進課)	10
	家畜人工授精師免許証の交付	(畜 産 課)	11
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	11
特 定 調 達 公 告			
	随意契約の相手方を決定した旨	(税 務 企 画 課)	11
	同件	(同)	11
	落札者を決定した旨	(警 察 本 部)	12

告 示

三重県告示第 686 号

鳥獣保護区の設定（昭和 58 年三重県告示第 577 号）の一部を次のように改正し、平成 30 年 11 月 1 日から施行します。

なお、区域図面は、三重県農林水産部獣害対策課に備え置いて縦覧に供します。

平成 30 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1 の 2 中「野登山登山道との交点に至り、同所から同登山道を南に進み」の次に「亀山市坂本地内で鳥獣被害緊急総合対策事業侵入防止柵開閉ゲートとの交点に至り、同所から山林と農地の地目界を北西に 120m 進みさらに西へ 300m 進み井戸山川との交点に至り、同所から同河川左岸を南に進み」を加え、「同所から同市道を南西に進み亀山市道池山坂本線」を「同所から同市道を西に 60m 進み山林と農地の地目界に至り、同所から同地目界を南に進み亀山市道池山坂本線」に改める。

三重県告示第 687 号

鳥獣保護区の設定（平成 5 年三重県告示第 543 号）の一部を次のように改正し、平成 30 年 11 月 1 日から施行します。

なお、区域図面は、三重県農林水産部獣害対策課に備え置いて縦覧に供します。

平成 30 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 3 の 2 中「伊賀市畑村地内、国道 163 号線」を「伊賀市真泥地内、市道真泥出後線」に改め、「（真泥大橋北詰）」を削り、「同所から同国道を東に進み県道伊賀青山線との交点（広瀬橋北詰）に至り、同所から同県道を南に進み市道広瀬出後線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道上野大山田線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道真泥出後線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道向山 3 号線との交点を経てさらに西に進み県道友生大山田線との交点に至り、」を削り、「旧大山田村と旧上野市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み同境界線と市道南山山神線の延長線との交点に至り、同所から同延長線を東に進み」を「同県道と市道真泥ダム線との交点に至り、同所から同市道を西に進み、市道岩井谷線との交点に至り、同所から市道岩井谷線を西に進み、市道南山山神線との交点に至り、同所から市道南山山神線の延長線を西に進み」に改め、「北に進み起点」を「南に進み起点」に改める。

三重県告示第 688 号

銃猟禁止区域設定（昭和 46 年三重県告示第 759 号）の一部を次のように改正し、平成 30 年 11 月 1 日から施行します。

なお、区域図面は、三重県農林水産部獣害対策課に備え置いて縦覧に供します。

平成 30 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

2 中「県道四日市楠鈴鹿線との交点（千代崎駅東交差点）に至り、同所から同県道を北東に進み」を「田古知橋北詰に至り、同所から田古知川左岸を東へ進み市道岸岡 186 号線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み市道玉垣若松線との交点に至り、同所から同市道を北西へ進み市道岸岡 183 号線との交点に至り、同所から同市道を北東へ進み 13 号河川との交点に至り、同所から同河川を北西へ進み市道玉垣若松線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み市道玉垣若松線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み市道士師 108 号線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み市道士師 111 号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み市道士師 113 号線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み市道士師 118 号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み市道士師 120 号線との交点に至り、同所から同市道を南東へ進み市道若松玉垣線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み県道四日市鈴鹿楠線との交点に至り、同所から同県道を南へ進み」に改める。

三重県告示第 689 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を指定します。

平成 30 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 名称
津市芸濃町安濃ダム鳥獣保護区
- 2 区域
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 30 年 11 月 1 日から平成 50 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部獣害対策課に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 690 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 7 項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の指定を更新します。

平成 30 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 名称
四日市市鳥獣保護区
- 2 区域
四日市市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 30 年 11 月 1 日から平成 40 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 2

- 1 名称
伊勢市松尾倉田山鳥獣保護区
- 2 区域
伊勢市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 30 年 11 月 1 日から平成 40 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 3

- 1 名称
松阪市飯高町森鳥獣保護区
- 2 区域
松阪市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 30 年 11 月 1 日から平成 40 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 4

- 1 名称
亀山市白川鳥獣保護区

- 2 区域
亀山市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 30 年 11 月 1 日から平成 40 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 5

- 1 名称
南伊勢町道方池の田鳥獣保護区
- 2 区域
度会郡南伊勢町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 30 年 11 月 1 日から平成 40 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部獣害対策課に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 691 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。

平成 30 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 名称
四日市市県特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 2 区域
四日市市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 30 年 11 月 1 日から平成 40 年 10 月 31 日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第 2

- 1 名称
鈴鹿市御座ヶ池特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 2 区域
鈴鹿市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 30 年 11 月 1 日から平成 40 年 10 月 31 日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第 3

- 1 名称
四日市市下野特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 2 区域
四日市市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 30 年 11 月 1 日から平成 40 年 10 月 31 日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第4

- 1 名称
いなべ市北勢町小原一色特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 2 区域
いなべ市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第5

- 1 名称
東員町笹尾城山特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 2 区域
員弁郡東員町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第6

- 1 名称
明和町大淀特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 2 区域
多気郡明和町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第7

- 1 名称
明和町明星特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 2 区域
多気郡明和町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第8

- 1 名称
伊賀市猪田大池特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 2 区域
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第9

- 1 名称
伊賀市安場特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 2 区域
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）

3 存続期間

平成 30 年 11 月 1 日から平成 40 年 10 月 31 日まで

4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部獣害対策課に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 692 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定(平成 29 年三重県告示第 759 号)の一部を次のように改正し、平成 30 年 11 月 1 日から施行します。

なお、区域図面は、三重県農林水産部獣害対策課に備え置いて縦覧に供します。

平成 30 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 13 中 2 を次のように改める。

2 区域

伊賀市(次の図に示す部分に限る。)

三重県告示第 693 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 1 項の規定による届出(大規模小売店舗の名称及び所在地並びに大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更)に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル松阪店

松阪市東町 88-2 ほか

2 松阪市から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 30 年 10 月 30 日から同年 11 月 30 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 694 号

港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 37 条の 11 第 1 項の規定により、次のとおり宇治山田港に放置等禁止区域及び放置等禁止物件を指定します。

平成 30 年 10 月 30 日

宇治山田港港湾管理者の長

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定区域の範囲

三重県伊勢市竹ヶ鼻町地先(勢田川防潮水門下流左岸船だまり)

2 指定物件

船舶及び係留施設等工作物

3 指定に係る図書

指定の範囲を示す図面については、三重県県土整備部港湾・海岸課及び三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供し、指定区域周辺に関係文書を掲示します。

4 適用の日

平成 30 年 11 月 1 日(木)

公安委告示

三重県公安委員会告示第 127 号

技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号）第 1 条及び第 10 条第 1 項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施します。

平成 30 年 10 月 30 日

三重県公安委員会委員長 岡 本 直 之

1 審査の種類及び実施期日等

(1) 技能検定員審査

	免許種別	審査実施日	申請書受付期間	受審資格
1	大型自動車免許	平成 31 年 1 月 31 日（木）	平成 31 年 1 月 21 日（月）から同月 25 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間	次の 1 又は 2 に該当する者 1 大型自動車を運転することができる免許を受けており、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（大型）課程を修了した者
2	中型自動車免許	平成 31 年 1 月 17 日（木）	平成 31 年 1 月 7 日（月）から同月 11 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間	次の 1 又は 2 に該当する者 1 中型自動車を運転することができる免許を受けており、準中型自動車免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（中型）課程を修了した者
3	準中型自動車免許	平成 30 年 12 月 13 日（木）	平成 30 年 11 月 26 日（月）から同月 30 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間	次の 1 又は 2 に該当する者 1 準中型自動車を運転することができる免許を受けており、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（準中型）課程を修了した者
4	普通自動車免許	平成 31 年 2 月 7 日（木）	平成 31 年 1 月 28 日（月）から同年 2 月 1 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間	自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（普通）課程を修了した者
5	大型特殊自動車免許	平成 30 年 12 月 18 日（火）	平成 30 年 12 月 3 日（月）から同月 7 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間	大型特殊自動車を運転することができる免許を受けており、本表中 1 から 4 又は 8 に掲げる免許種別のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けている者
6	大型自動二輪車免許	平成 31 年 1 月 18 日（金）	平成 31 年 1 月 7 日（月）から同月 11 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間	次の 1 又は 2 に該当する者 1 大型自動二輪車を運転することができる免許を受けており、普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（大自二）課程を修了した者

7	普通自動二輪車免許	平成 30 年 12 月 14 日 (金)	平成 30 年 11 月 26 日 (月) から同月 30 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	次の 1 又は 2 に該当する者 1 普通自動二輪車を運転することができる免許を受けており、本表中 1 から 6 又は 8 に掲げる免許種別のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員 (普自二) 課程を修了した者
8	けん 牽引免許	平成 30 年 12 月 18 日 (火)	平成 30 年 12 月 3 日 (月) から同月 7 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	本表中 1 から 5 に掲げる免許種別のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けている者
9	大型自動車第二種免許	平成 31 年 1 月 31 日 (木)	平成 31 年 1 月 21 日 (月) から同月 25 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	次の 1 又は 2 に該当する者 1 大型自動車第二種免許を受けており、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証及び本表中 10 又は 11 に掲げる免許種別のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員 (大型二種) 課程を修了した者
10	中型自動車第二種免許	平成 31 年 1 月 17 日 (木)	平成 31 年 1 月 7 日 (月) から同月 11 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	次の 1 又は 2 に該当する者 1 中型自動車第二種免許を受けており、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証及び本表中 9 又は 11 に掲げる免許種別のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員 (中型二種) 課程を修了した者
11	普通自動車第二種免許	平成 31 年 2 月 14 日 (木)	平成 31 年 2 月 4 日 (月) から同月 8 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	次の 1 又は 2 に該当する者 1 普通自動車第二種免許を受けており、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証及び本表中 9 又は 10 に掲げる免許種別のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員 (普通二種) 課程を修了した者

(2) 教習指導員審査

	免許種別	審査実施日	申請書受付期間	受審資格
1	大型自動車免許	平成 31 年 1 月 31 日 (木)	平成 31 年 1 月 21 日 (月) から同月 25 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	次の 1 又は 2 に該当する者 1 大型自動車を運転することができる免許を受けており、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (大型) 課程を修了した者

2	中型自動車免許	平成 31 年 1 月 17 日 (木)	平成 31 年 1 月 7 日 (月) から同月 11 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	次の 1 又は 2 に該当する者 1 中型自動車を運転することができる免許を受けており、準中型自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (中型) 課程を修了した者
3	準中型自動車免許	平成 30 年 12 月 13 日 (木)	平成 30 年 11 月 26 日 (月) から同月 30 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	次の 1 又は 2 に該当する者 1 準中型自動車を運転することができる免許を受けており、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (準中型) 課程を修了した者
4	普通自動車免許	平成 31 年 2 月 7 日 (木)	平成 31 年 1 月 28 日 (月) から同年 2 月 1 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (普通) 課程を修了した者
5	大型特殊自動車免許	平成 30 年 12 月 18 日 (火)	平成 30 年 12 月 3 日 (月) から同月 7 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	大型特殊自動車を運転することができる免許を受けており、本表中 1 から 4 又は 8 に掲げる免許種別のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けている者
6	大型自動二輪車免許	平成 31 年 1 月 18 日 (金)	平成 31 年 1 月 7 日 (月) から同月 11 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	次の 1 又は 2 に該当する者 1 大型自動二輪車を運転することができる免許を受けており、普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (大自二) 課程を修了した者
7	普通自動二輪車免許	平成 30 年 12 月 14 日 (金)	平成 30 年 11 月 26 日 (月) から同月 30 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	次の 1 又は 2 に該当する者 1 普通自動二輪車を運転することができる免許を受けており、本表中 1 から 6 又は 8 に掲げる免許種別のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (普自二) 課程を修了した者
8	けん 牽引免許	平成 30 年 12 月 18 日 (火)	平成 30 年 12 月 3 日 (月) から同月 7 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	本表中 1 から 5 に掲げる免許種別のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けている者
9	大型自動車第二種免許	平成 31 年 1 月 31 日 (木)	平成 31 年 1 月 21 日 (月) から同月 25 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	次の 1 又は 2 に該当する者 1 大型自動車第二種免許を受けており、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証及び本表中 10 又は 11 に掲げる免許種別のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (大型二種) 課程を修了した者

10	中型自動車第二種免許	平成 31 年 1 月 17 日 (木)	平成 31 年 1 月 7 日 (月) から同月 11 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	次の 1 又は 2 に該当する者 1 中型自動車第二種免許を受けており、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証及び本表中 9 又は 11 に掲げる免許種別のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (中型二種) 課程を修了した者
11	普通自動車第二種免許	平成 31 年 2 月 14 日 (木)	平成 31 年 2 月 4 日 (月) から同月 8 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	次の 1 又は 2 に該当する者 1 普通自動車第二種免許を受けており、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証及び本表中 9 又は 10 に掲げる免許種別のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (普通二種) 課程を修了した者

2 実施場所

三重県津市垂水 2566 番地
三重県警察本部交通部運転免許センター

3 申請手続

申請書は、各免許種別の申請書受付期間内に、三重県警察本部交通部運転免許センター免許試験室教習所指導係において配布します。申請書の記載方法、添付書類及び審査手数料の詳細については、申請書の配布時に説明します。

4 問合せ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター免許試験室教習所指導係 (電話 059-229-1212 内線 432・433) へ問い合わせてください。

公 告

保健師助産師看護師法 (昭和 23 年法律第 203 号) 第 18 条の規定により、第 70 回 (平成 30 年度) 准看護師試験を次のとおり実施します。

平成 30 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 試験の実施日時

平成 31 年 2 月 14 日 (木) 午後 1 時から午後 3 時 30 分まで

2 試験の実施場所

津市広明町 13 番地 三重県庁講堂
(受験者多数の場合) 三重県庁講堂及び三重県吉田山会館 204 会議室・205 会議室

3 受験願書の請求

- (1) 受験願書は、三重県医療保健部地域医療推進課医師・看護師確保対策班で配布します。郵便で願書を請求する場合は、返信用封筒 (返信用切手を貼付、宛先を明記) 並びに願書希望である旨、受験者名及び受験理由を記載した准看護師試験願書請求書を同封の上、差出人を明記し、送付してください。

受験願書請求先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県医療保健部地域医療推進課医師・看護師確保対策班
電話 059 (224) 2326

(2) 請求受付期間

平成 30 年 12 月 3 日 (月) から同月 14 日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除く。)

4 受験願書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

平成 31 年 1 月 4 日（金）から同月 8 日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 受付場所

県庁舎内各保健所、四日市市保健所及び三重県医療保健部地域医療推進課

5 その他

(1) この試験の受験資格、受験手続、試験の方法等の詳細については、第 70 回（平成 30 年度）三重県准看護師試験実施要領を参考にしてください。

(2) この試験についての問い合わせは、受験願書請求先にしてください。

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 18 条の規定により、次のとおり家畜人工授精師免許証を交付しました。

平成 30 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

氏 名	免許番号	免許年月日	備 考
宮崎 綾夏	961	平成 30 年 9 月 27 日	牛・豚

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、伊勢市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画学校

13 みなと小学校

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 30 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | |
|-----------------|--|
| 1 特定役務の名称 | OSS 都道府県税共同利用化システム導入に伴う総合税システム仕様変更業務委託 |
| 2 担 当 部 局 | 津市栄町一丁目 891 番地 吉田山会館 2 階
三重県総務部税務企画課電算班 |
| 3 契約の相手方を決定した日 | 平成 30 年 9 月 13 日 |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 三重県津市羽所町 700 番地
富士通株式会社三重支店 支店長 藤田 真人 |
| 5 契 約 金 額 | 67,616,100 円（うち消費税及び地方消費税 5,008,600 円） |
| 6 決 定 手 続 | 随意契約 |
| 7 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号に該当 |

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 30 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 特 定 役 務 の 名 称 | 自動車取得税の廃止及び自動車税環境性能割の創設に伴う総合税システム
仕様変更業務委託 |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市栄町一丁目 891 番地 吉田山会館 2 階
三重県総務部税務企画課電算班 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 平成 30 年 9 月 28 日 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 三重県津市羽所町 700 番地
富士通株式会社三重支店 支店長 藤田 真人 |
| 5 | 契 約 金 額 | 121,030,200 円（うち消費税及び地方消費税 8,965,200 円） |
| 6 | 決 定 手 続 | 随意契約 |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成
7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号に該当 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 30 年 10 月 30 日

三重県警察本部長 難 波 健 太

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 三重県警察本部で使用する電気（予定使用量）2,671,600kwh |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市栄町一丁目 100 番地
三重県警察本部警務部会計課施設室管財係 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 平成 30 年 8 月 23 日 |
| 4 | 落 札 者 | 愛知県名古屋市中区東新町 1 番地
中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 勝野 哲 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 41,465,270 円（税込） |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 平成 30 年 7 月 3 日 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
